

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※ 処理 事項	令和元年度	令和2年度	令和3年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

3 21

令和 年 月 日 嵐山町長様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号						
		名称	宛 名 番 号							
		代表者の職氏名印	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号							
		個人番号又は法人番号	電話 () - 番							
フリガナ	給 与 所 得 者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職年の1月から退職時までの給与支払額	備 考
氏 名	(旧姓)	円	月分 から	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。	円	一括徴収した税額は、 月分 で納入します。 納入年月日 年 月 日
個人番号			月分 まで						控除社会 保険料額 円	
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)									
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してください。
1. 異動が令和2年12月31日までで申出があったため(月日申出)			支払予定日ごとの徴収予定額	
2. 異動が令和3年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			合計 (上記(ウ)と同額)	
一括徴収できない理由				
(○を付してください)				
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため				
2. その他理由()				

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円を 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ	特別徴収義務者指定番号	新 規 継 続	
		郵便番号		法人番号		
		フリガナ		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	氏名	
		名称		電話 () - 番		
代表者の職氏名印		経 理 責 任 者 氏 名				
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及び名称					

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先で最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村に送付してください。
 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。